失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出てください。

平成２７年（家）第１０７６号
札幌市北区屯田８条１丁目10―11
申立人　林　　直人
本籍北海道虻田郡真狩村字富里448番地、最後の住所札幌市豊平区中の島１条３丁目７番20号レジデンスかわなみ３号
不在者　林　　和夫
昭和53年６月26日生
届出期間満了日　平成28年３月７日
札幌家庭裁判所

平成２７年（家）第１６０６号
千葉県東金市台方644番地26
申立人　酒井　成子
本籍千葉県千葉市中央区登戸２丁目101番地、最後の住所東京都昭島市中神町1030
不在者　若梅　和枝
昭和６年１月27日生
届出期間満了日　平成28年３月７日
東京家庭裁判所立川支部

平成２７年（家）第４１０号
岐阜県大垣市和合本町１丁目216番地２
申立人　髙治　信隆
本籍岐阜県大垣市和合本町１丁目216番地２、最後の住所岐阜県大垣市和合本町１丁目216番地２
不在者　髙治　寛三
昭和10年６月18日生
届出期間満了日　平成28年３月31日
岐阜家庭裁判所大垣支部

平成２７年（家）第１８４３号
鹿児島県熊毛郡屋久島町安房2402番地56
申立人　山野　道昭
本籍鹿児島県西之表市西町7088番地、最後の住所愛知県海部郡佐屋町大字柚木1300番地
不在者　山野　惠子
昭和21年10月８日生
届出期間満了日　平成28年３月７日
名古屋家庭裁判所

平成２７年（家）第４４４２号
大分市大字三佐2285番地の４
申立人　山村　和男
本籍大分県大分市大字乙津66番地、最後の住所大阪府大阪市城東区蒲生１丁目３番６号
不在者　山村　勝昭
昭和18年４月21日生
届出期間満了日　平成28年３月10日
大阪家庭裁判所

平成２７年（家）第４６８０号
大阪府八尾市小畑町４―85
申立人　末久　昭二
本籍大阪府大阪市平野区加美鞍作１丁目119番地、最後の住所大阪府八尾市小畑町４丁目85番地
不在者　末久　隆男
昭和10年10月19日生
届出期間満了日　平成28年３月７日
大阪家庭裁判所

失踪宣告

平成２７年（家）第１７４号
本籍岩手県釜石市只越町１丁目９番地、最後の住所岩手県釜石市只越町１丁目９番地
不在者　藤**原**留之助
明治43年８月５日生
平成27年11月６日失踪宣告審判確定
盛岡家庭裁判所遠野支部裁判所書記官

平成２７年（家）第２３６１号
本籍東京都足立区東和４丁目90番地、最後の住所東京都足立区東和４丁目18番12号
不在者　小**菅**　きい
昭和11年５月13日生
平成27年11月５日失踪宣告審判確定
東京家庭裁判所裁判所書記官

平成２７年（家）第３１７１号
本籍茨城県古河市三杉町２丁目2663番地３、最後の住所東京都江戸川区中央４丁目７番２号銀河荘207
不在者　瀬端　幸孝
昭和35年10月20日生
平成27年11月５日失踪宣告審判確定
東京家庭裁判所裁判所書記官

平成２７年（家）第２８５号
本籍川崎市宮前区野川1043番地、最後の住所横浜市都筑区北山田３丁目17番20号セントハイツＢ102号
不在者　蒲池　昭則
昭和39年４月18日生
平成27年11月６日失踪宣告審判確定
横浜家庭裁判所裁判所書記官

平成２７年（家）第７５号
本籍神奈川県横須賀市佐野町５丁目30番地、最後の住所神奈川県横須賀市公郷町2674番地
不在者　山**﨑**　藤**吉**
大正４年８月29日生
平成27年11月３日失踪宣告審判確定
横浜家庭裁判所横須賀支部裁判所書記官

平成２７年（家）第１２号
本籍三重県北牟婁郡紀北町海山区島勝浦189番地４、最後の住所三重県北牟婁郡紀北町海山区矢口浦997番地
不在者　杉谷　友基
昭和32年11月22日生
平成27年11月６日失踪宣告審判確定
津家庭裁判所尾鷲出張所裁判所書記官

平成２７年（家）第９３号
本籍滋賀県甲賀市水口町城内3862番地、最後の住所滋賀県甲賀市水口町城内3862番地
不在者　**西**村利三郎
大正７年９月20日生
平成27年11月５日失踪宣告審判確定
大津家庭裁判所裁判所書記官

失踪宣告取消

平成２７年（家）第１３４号
本籍北海道北見市緑ケ丘５丁目31番地144、住所静岡県富士宮市北町18番29号タウンハウス美里Ｂ―101
申立人（失踪者）　横山　博志
昭和41年３月23日生
平成27年11月３日失踪宣告取消審判確定
静岡家庭裁判所富士支部裁判所書記官

除権決定

平成２７年（ヘ）第３号
次の申立人の申立てによって別紙目録表示の権利について公示催告をしたところ、定められた権利の届出の終期である平成27年10月30日までに、適法な権利の届出又は権利を争う旨の申述がなかったので、前記の権利の無効を宣言する。
福島県郡山市富久山町八山田字山崎122番地
申立人　濱尾　幸子
権利の届出の終期　平成27年10月30日
平成27年11月４日　郡山簡易裁判所
（別紙）　目　録
１土地　⑴福島県郡山市富久山町八山田字蛇池13番　田　434平方メートル　⑵福島県郡山市富久山町八山田字細田原３番48　田　1973平方メートル
２登記年月日番号　福島地方法務局郡山支局⑴大正12年８月30日受付第4459号⑵大正14年11月10日受付第5493号
３登記した権利の内容
⑴大正12年８月28日抵当権設定
債権額　金１万2,000円
利息　年１割
損害金　日歩６銭
抵当権者　若松市馬場三之堅町10番地
斎藤株式会社
⑵大正14年11月１日債権譲渡による抵当権移転
抵当権者　郡山市字中町７番地
株式会社郡山銀行

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２７年（フ）第９４号
山口県周南市平和通１丁目21番地
債務者　株式会社福知商会
代表者代表取締役　福知　伸晃
１　決定年月日時　平成27年11月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　猪俣　俊雄
４　破産債権の届出期間　平成27年12月22日まで
５　財産状況報告集会・一般調査の期日　平成28年３月25日午後１時30分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
山口地方裁判所周南支部